

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助金			補助金番号	D1-4	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用補助要綱					
交付の目的	予防接種に必要な費用の補助を行うことにより、接種を受けやすい環境整備を図り、感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする。					
補助対象経費	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	個人					
開始年度	平成26年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	700	665	700	700
決算額	669	595	270	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	669	595	270	

(件)

交付実績	191	170	77	/
------	-----	-----	----	---

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	感染症の発病及び重症化を防止することを目的とすることから、75歳以上の市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	これまでの実績から高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	肺炎球菌ワクチン接種により感染症の発生及び重症化を防止できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	現在予防接種は各医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	定期接種の対象者から外れる75歳以上の不特定多数の市民を対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助とはせず市の実施委託料を上限としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	ワクチン料金及び予防接種の手技料等から算出した接種委託料を基準としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示し公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	重複がないことを確認している。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	75歳以上の高齢者に対し、肺炎の感染および重症化防止を図るためには、予防接種は有効な手段であり、接種に必要な費用の補助を行うことで、接種を受けやすい環境整備を継続する必要がある、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	定期予防接種(A類疾病)補助金			補助金番号	D1-5
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市定期予防接種費用補助金交付要綱				
交付の目的	枚方市長が行う定期予防接種の対象者が、止むを得ない理由により市長以外の者が行う定期予防接種を受けた場合に、接種の費用の補助金を交付することにより、定期予防接種を受けやすい環境の整備を図ることを目的とする。				
補助対象経費	予防接種費用				
補助率・補助額	その他				
交付先	個人				
開始年度	平成24 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	あり	法令等名称	予防接種法		

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	5,803	4,751	8,781	8,199
決算額	3,811	4,818	5,238	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	3,811	4,818	5,238	

(件)

交付実績	435	551	556	/
------	-----	-----	-----	---

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	予防接種法に規定(A類疾病)する予防接種であり、感染症の発生及びまん延を防止できるため、広く市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	これまでの実績及び予防接種全体の接種率から高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	各種予防接種により感染症の発生及びまん延を防止できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	現在予防接種は各医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	接種対象者であるが、止むを得ず市の医療機関で接種できない市民を対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助とはせず市の実施委託料を上限としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示し公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	市が直接予防接種を実施できない場合に接種者が全額立て替え払いをした場合の償還金である。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市の委託料の範囲内で償還払いしている。

## ③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
市長が直接実施すべき法律に定められた予防接種を市指定の医療機関で接種が不可能な場合、費用を立て替えたものの償還払いで、いわゆる補助金とは性格は異なる。	

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	予防接種法に規定される定期予防接種は、各種の感染症に対する感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図るために必要とされており、市で実施する定期接種を受けられない市民に対し、接種に必要な費用の補助を行うことで、接種を受けやすい環境整備を継続する必要がある、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	定期予防接種(B類疾病)補助金			補助金番号	D1-6
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市定期予防接種費用補助金交付要綱				
交付の目的	枚方市長が行う定期予防接種の対象者が、止むを得ない理由により市長以外の者が行う定期予防接種を受けた場合に、接種の費用の補助金を交付することにより、定期予防接種を受けやすい環境の整備を図ることを目的とする。				
補助対象経費	平成25年度までは高齢者インフルエンザ予防接種料のみ、H26年10月から高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が加わる。				
補助率・補助額	その他				
交付先	個人				
開始年度	平成24年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	あり	法令等名称	予防接種法		

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	2,104	2,353	2,038	2,038
決算額	1,208	2,180	1,301	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	1,208	2,180	1,301	

(件)

交付実績	437	991	487	
------	-----	-----	-----	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	予防接種法に規定(B類疾病)する予防接種であり、感染症の発病及び重症化を防止できるため、広く市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	これまでの実績及び予防接種全体の接種率から高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	各種予防接種により感染症の発病及び重症化を防止できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	現在予防接種は各医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	止むを得ない理由で、委託医療機関以外で接種を受ける不特定多数の市民を対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助とはせず市の実施委託料を上限としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	ワクチン料金及び予防接種の手技料等から算出した接種委託料を基準としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示し公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	市が直接予防接種を実施できない場合に接種者が全額立て替え払いをした場合の償還金である。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市の委託料の範囲内で償還払いしている。

## ③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
市長が直接実施すべき法律に定められたA類の予防接種と同様に、市指定の医療機関で接種が不可能な場合、接種費用を立て替えたものの償還払いで、いわゆる補助金とは性格は異なる。	

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	予防接種法に規定される定期予防接種は、各種の感染症に対する感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図るために必要とされており、市で実施する定期接種を受けられない市民に対し、接種に必要な費用の補助を行うことで、接種を受けやすい環境整備を継続する必要がある、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	定期接種再接種費用補助金			補助金番号	D1-7	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市予防接種再接種費用補助金交付要綱、大阪府造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種補助金要綱					
交付の目的	免疫抑制剤投与などによる治療のため、既に受けた定期予防接種の抗体を失った者への再接種の費用に対し補助金を交付することにより、感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする。					
補助対象経費	予防接種再接種に要した費用					
補助率・補助額	その他					
交付先	個人					
開始年度	平成28年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	143	134	145	146
決算額	105	66	17	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	105	66	17	

(件)

交付実績	16	6	2	/
------	----	---	---	---

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	予防接種法に規定(A類疾病)する予防接種であり、感染症の発生及びまん延を防止できるため、広く市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	予防接種全体の接種率から高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	各種予防接種により感染症の発生及びまん延を防止できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	現在予防接種は各医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	病気の治療のため、予防接種で得ていた抗体を失った市民を対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助とはせず市の実施委託料を上限としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	ワクチン料金及び予防接種の手技料等から算出した接種委託料を基準としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	大阪府造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種補助金事業に則している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市単独の上乗せ等行っていない。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	予防接種法に規定される定期予防接種は、各種の感染症に対する感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図るために必要とされており、病気の治療のため、予防接種で得ていた抗体を失った市民の再接種に必要な費用の補助は、必要性が高く現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	



# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	妊婦健康診査補助金			補助金番号	D1-8	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市妊婦健康診査の実施等に関する要綱					
交付の目的	妊婦健康診査対象者がやむを得ない理由により、委託医療機関等以外で健診を受けた場合に、当該健診に要した費用の額の補助金を交付することにより、妊婦健康診査の受診率の向上を図り、母子保健の向上に資することを目的とする。					
補助対象経費	健診に要した費用					
補助率・補助額	その他					
交付先	個人					
開始年度	平成9 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	10,000	9,400	8,471	8,267
決算額	8,319	7,172	7,396	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	8,319	7,172	7,396	

(件)

交付実績	1,256	1,095	1,123	
------	-------	-------	-------	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	妊娠を届け出た妊婦の市民を対象とする。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	安心して妊娠・出産ができる環境が整うまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	母子保健法に規定される妊産婦健診であり、その必要性は高く、実際の受診率も高い。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	妊婦健診は妊婦と胎児の健康管理や保健指導に必要な不可欠であるため、健診料の補助金は効果が高い。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	妊婦健診は取扱医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	妊娠を届け出た妊婦の市民を対象とする。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	必要な健診料とする上限を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	必要な健診料を上限と定め、他市の状況も参考としている。交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	母子保健法13条ほかに規定される妊産婦健診であり、市町村が実施または勧奨するとされている。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市単独の上乗せ等を行っていない。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	母子保健法に規定されている妊婦健診を、里帰り出産などで他市においても受診できる環境を整備しておくことは、安心して妊娠・出産ができる環境が整うまちの施策目標の達成に必要不可欠であり、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	産婦健康診査補助金			補助金番号	D1-9
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市産婦健康診査の実施等に関する要綱				
交付の目的	産婦健康診査対象者がやむを得ない理由により、委託医療機関等以外で健診を受けた場合に、当該健診に要した費用の額の補助金を交付することにより、産婦健康診査の受診率の向上を図り、母子保健の向上に資することを目的とする。				
補助対象経費	健診に要した費用				
補助率・補助額	その他				
交付先	個人				
開始年度	平成29 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	1,300	1,350	1,350	1,100	
決算額	1,106	1,010	1,157	/	
特定財源	国庫支出金	659	504		578
	府支出金	0	0		0
	その他	0	0		0
一般財源	447	506	579		

(件)

交付実績	280	248	269	
------	-----	-----	-----	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	産婦の市民を対象とする。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	安心して妊娠・出産ができる環境が整うまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	母子保健法に規定される妊産婦健診であり、その必要性は高く、実際の受診率も高い。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	産婦健診は健康管理や保健指導に必要な不可欠であるため、健診料の補助金は効果が高い。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	産婦健診は取扱医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	産婦の市民を対象とする。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	必要な健診料とする上限を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	必要な健診料を上限と定め、国の要綱も参考としている。交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	母子保健法13条ほかに規定される妊産婦健診であり、市町村が実施または勧奨するとされている。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市単独の上乗せ等を行っていない。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	母子保健法に規定されている産婦健診を、里帰り出産などで他市においても受診できる環境を整備しておくことは、安心して妊娠・出産ができる環境が整うまちの施策目標の達成に必要不可欠であり、現状のまま継続とする。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	風しんワクチン等接種事業補助金			補助金番号	D1-12	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市風しん対策費用助成事業の実施等に関する要綱、大阪府風しんワクチン等接種事業費補助金交付要綱					
交付の目的	妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊婦の配偶者を対象に、風しんの抗体検査及び風しんワクチン予防接種の費用を補助することで、風しんの流行の抑制及び先天性風しん症候群の発生を防止することを目的とする。					
補助対象経費	抗体検査費用 予防接種費用					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	個人					
開始年度	平成26年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	3,752	154	183	318	
決算額	164	86	101	/	
特定財源	国庫支出金	0	0		
	府支出金	80	42		50
	その他	0	0		0
一般財源	84	44	51		

(件)

交付実績	30	15	18	/
------	----	----	----	---

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	感染症の発生及びまん延を防止できるため、被接種者にとどまらず広く市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまちの施策目標の達成に必要な不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	これまでの実績及び風しんワクチン予防接種の接種率から高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	予防接種により風しんの流行の抑制及び先天性風しん症候群の発生を防止できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	抗体検査と予防接種は各医療機関で実施されているため、最も適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	妊娠を希望するものとその配偶者及び妊婦の配偶者を対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助とはせず自己負担額を設定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	抗体検査及び予防接種費用を基準とし、一部自己負担額を設定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱、市のホームページ、チラシやポスターで掲示し公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	大阪府風しんワクチン等接種事業費補助金交付要綱に基づいて実施している。府の事業が終われば終了となる。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	独自のものとして上乗せは行っていない。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	風しんの流行の抑制及び生まれ来る子どもを、先天性風しん症候群から守るために、国の風しん対策事業のもと、大阪府の風しんワクチン等接種事業費補助金を受けて実施しており、現状のまま継続すべき補助金である。
対応完了・廃止予定時期	